第三日　　平成二十九年三月十六日　　開　議　午前九時五十七分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十八年度藤崎町一般会計補正予算（第五回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第一号は承認することに決定しました。

日程第二、報告第二号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第二号を終わります。

日程第三、報告第三号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第三号を終わります。

日程第四、報告第四号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第四号を終わります。

日程第五、議案第一号藤崎町土地開発公社解散に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二号藤崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第三号藤崎町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五号藤崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案は定員が十八名以下の小規模な通所介護に関する管理が県から町へ移行したことに伴う条例改正だという説明を受けておるのですけれども、これに伴って小規模の通所介護に関する管理というのは、具体的に町ではどういうようなことを町としては管理をしていくというふうなことになるんでしょうか。その点についてお伺いいた

します。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。この条例案につきましては、医療・介護総合確保推進法（平成二十六年法律第八十三号）に基づきまして介護保険が改正されました。そして、その介護保険を運営するに当たりまして、国が地域密着型の基準を定めております。その基準に基づきまして市町村が条例を定めておりますことから、これを改正するものになったものであります。

内容といたしましては、これまでの地域密着型でありますので、グループホーム等の管理運営と同じようなことになります。内容と言われれば、この書いているとおりだということでしか申し上げようがないのでありますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六号藤崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八号藤崎町報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第九号藤崎町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十一号町道路線の認定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十二号町道路線の変更の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十三号町道路線の廃止の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十四号平成二十八年度藤崎町一般会計補正予算（第六回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと二十ページですけれども、文化センター管理運営費、その中で舞台機器操作業務委託料が百十三万円ほど減額しておるんですけれども、この減額の理由はどういう、工事をして使わないからというふうに単純に考えられるんですけれども、その理由ですね。前は四百五十三万円ほどだったと、四百五十万円ほどだったと思うんですけれども、それを百万円ほど減額する体制になったのか。この百十三万円ほどの減額の理由を説明していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森　篤君）

お答えします。議員がおっしゃいましたとおり、平成二十八年度において表記しております舞台機器操作業務委託料の業務が実施されないことから変更契約をいたしまして、その変更減額のものを今回減額補正したものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

それで、平成二十九年度も変更し減額するというようなこと、平成二十九年度の予算はどれぐらいを見込んでいらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森　篤君）

平成二十九年度につきましては、十一月から文化センターがオープンになることから、その前にその契約を取り交わすことになります。金額については、今年度は月三十万円程度、三十万円以上の契約でございますけれども、掛ける五カ月分の金額が予算で計上することになると思います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

具体的に工事中だというようなことが主な土台にあるんだと思いますけれども、月三十万円ほどというそのこと自体の、これは法人と契約しているんですか、それとも個人に委託しているんですか。ずっと続いているように思われるんですけれども、どういう契約内容でこのようになっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森　篤君）

お答えいたします。平成二十八年度の契約におきましては、合同会社サウンドミックスさんとの契約で行っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は十六ページです。保健衛生費なんですけれども、その中で保健衛生総務費、弘前市二次救急輪番制病院運営者負担金二万一千円と少しの増額なんですけれども、この二次救急輪番体制も地域の医療体制や安心の地域をつくっていく上でも非常に大事なものになっているんですけれども、そもそもこの二万一千円の増額になった理由について明らかにしてほしいと。

あわせて、二次輪番体制にも弘前大学の高度救急といいますか、そういうものが加わるんだというようなことでそれの負担割合の話も出ていたような話があったんですけれども、その負担割合というか、その問題はどういうふうに推移しているのでしょうか。その辺についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。平成二十八年度の当該運営者負担の割合は、平成二十六年度の実績に基づきまして精算後にそれを各市町村、構成市町村に請求することになっております。ちなみに、藤崎町では平成二十六年度で構成市町村全体で一万五千七百一人がこの制度を利用されておりまして、そのうち藤崎町で五百十五名の方が利用されたと。利用率といたしましては、三・二％と。そして、四千八百七十二万一千三百三十六円がこの全体の費用額でありますので、これに三・二八％を掛けて百五十七万七千円が変更後の請求という形になりました。ですので、これをまず補正で計上したものであります。

続きまして、弘大関係のことでありますが、これにつきましては平成二十九年度の予算の中に含まれておりますので、それを何とぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。佐々木政美議員。

○十一番（佐々木政美君）

ページ数は十三ページです。食彩ときわ館について、ここで議決するわけですから、これが本当の入り口だと私は思っています。採決する前に私は町長の心構えをもう一度伺っておきたいんですけれども、現行のままで進める気に相違ないですか。どうですか。

○議長（野呂日出男君）

平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

何度も何度も佐々木議員からはこの件についてご質疑いただきました。そして、ご心配もそれこそ相当前からいただいたところでございます。就任して六年前からやっとの思いでここまで来たと、そう思ってございます。いいあんばいにうちのほうの地方創生の中でのいわゆる職員の頑張り、そしてまた、関係する部署というと内閣府の中にいわゆる地方創生の部署がありますけれども、あるいはまた、県の総務部の中にもまた担当の部署があります。昨年の十月の末に地方創生の担当職員が東北六県のこの拠点づくりについてのヒアリングに行った際に、非常に雇用も生み出せるし、地域活性化につながるということでお墨つきを受けてきたわけでございます。総体的には、持続可能な一次産業をずっとずっとこれからも振興させていくという第一の趣旨を商工関係あるいは金融関係、あるいはもっともっとＪＡ、農家の方々と連携してオール藤崎の体系でこの拠点づくりを進めていくと

いうところでございます。その運営母体は株式会社という形になりますけれども、今年度中には発起人会を設立しながら、次年度の上半期にはその形態をしっかりつくってオープンの平成三十年の春先には間に合わせたいというところでございます。

今、厚労省の実践型の事業も活用しながら、職員を今五人、女性の職員を採用して、どういう加工商品でヒット商品を目指すかというまだ準備段階でございますけれども、その辺も連携をとりながらオール藤崎の体制であそこの拠点整備をして、なおかつ、藤崎町を県内外に発信しながら究極は一次産業の振興と、そしてまた、雇用を生み出すということで、にぎわいを生み出すということで、これからもまた鋭意頑張っていきたいと、そういう思いでございます。

○議長（野呂日出男君）

佐々木政美議員。

○十一番（佐々木政美君）

今、決意のほどをお伺いしました。執行者として町長にも本当、例えば後々マイナスになった場合の責任はもちろんあります。ここで議決し、我々にも議決権のあれで責任があるわけですよ。それはもちろん町長はわかっていると思いますけれども、私らも本当ここで議決して、用意ドンで進めた場合も当然後々に責任はあるわけですよ。道義的責任ですけれどもね。そこら辺はわきまえていると思うんですけれども、もう一度、再度。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

私も議員の皆さんも町民から選挙で負託を受けて選ばれている、その責任の大小は多少は違いあれども、町民の

ための議会人であるし理事者であると私はそう思ってございます。ですから、我々のこの時代にこの町を将来どういう形に持っていくかという議論もやっぱり理事者は執行権がありますけれども、議会人もまた提言型という形でいろいろ議会で提言していただいている議員もおりますけれども、そういう思いではしっかり、ここオープンまでの一年で株式会社の形態、そしてまた、出荷する農家の方のスキルアップ、そしてまた、経営するための人材育成のスキルアップなど、総合的にいろいろな角度から検証しながら、オープンが予想される四月下旬頃には用意ドンをかけて百メートルダッシュで息を切らさない程度に体制を整えるということで、これは私も議員の皆さんも同じ気持ちでやっぱりこの拠点づくりに進むべきだと、そう思ってございます。そういうことでよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

わかりました。私も渋々ながら、町長の今の決意を聞いてわかりました。ありがとうございました。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

関連して十三ページの地方創生推進費についてお聞きいたします。その中の食彩ときわ館増改築備品購入費一千四百六十万円、これもその積算の内容ですね、前にも聞いた人もいるみたいですけれども改めてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

地方創生室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。食彩ときわ館の増改築の備品の一千四百万円ですけれども、この備品については基本的には事務室等のデスク等の事務机、事務用品の椅子等の事務に係る備品でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そのほかに、これは補正予算ですので事務経費を主に見て一千四百万円余だというようなことなんですけれども、これ以上かかるとかというようなことは今後はあり得ないんですよね。その辺はどういう認識なんでしょうか。つまり聞きたいのは、事務用品費としてまたパソコンが必要だとか、そういうような意味での事務用品費として追加で必要なものは出てこないという見通しなのか、その辺はどういう見通しなのかということと、それからもう一つは、商売をやるための備品購入費というのは今後どれくらいを見込んでいるのかということについて、改めてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

地方創生室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。今後、備品等について追加はないのかということなんですけれども、今回この備品を計上する際に対しましても鋭意精査しておりますので、今後は追加はないものと考えております。

あと、その他についても、加工等に係るものについても再度精査して、いろいろと対応していきたいなと思って

おります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

加工については、そうすればこれから運営会社を立ち上げて、社長及び専務、常務といいますか、取締役クラスの意向、経営戦略によって決まる、追加される可能性もあるというふうに受けとめましたけれども、それでこのいわゆる工事をしていくという、六億二千万円ほど、そのことについてはできるんだろうと思うんです。先ほど町長も言ったように、発起人会を立ち上げて、発起人会もそれは立ち上がると思うんです。今までの信頼関係がそれなりにありますから。でも、それを運営というか、店長さん、それからその販売を促進していくスタッフといいますか、その辺はどういうふうなところから町長としては考えていらっしゃるか。つまり、ヘッドハンティングといいますか、実績のある人をスカウトしてまでもやるんだとか、あるいは基本的にそういう雇用の問題を職安にもちゃんと届けてくださいよという、何だ、補助金を受けるに当たっての要項みたいなものもあるんだろうと思うので、その辺の店長クラスといいますか、そういうものについてどういうお考えをお持ちなのか、この経営の安定をどういうふうに担保するのかということが最大の第三セクターをやっていく場合のテーマなわけであります。赤字だからまた追加だ、追加だというのであれば出荷する人にも町民にも負担をかけるということなので、その辺の基本的な目鼻、考え方、取り組み方をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

赤字赤字の話をしましたけれども、先般それこそ直売所の会の説明会の中でも六十五、六歳ぐらいの会員の方が、女の方でございます。「町長さん、これは株式会社になって例えば赤字が出たときには、我々一会員も負担しなければいけないのか」という本当に素朴な質問もされた方もございます。そのときは私はこう答えました。「赤字にならないように今、精査、努力して、人材育成も六次化産業も積み上げて今それに入っている」と。「そんな細かいことも私は心配をしてほしくないし、そうなった場合でも皆さんに負担をかけることはない」というようなお話をさせていただきました。まずその点をご理解していただきたいと、そう思ってございます。

さて、いわゆる株式会社設立後のその館長並びにいろいろな意味での各ポジションのリーダーというお話でございましたけれども、私は直売部門に関しては、今までの経験を生かして直売所の今の組合の中でけんけんがくがく議論してでも、この人には託せるという人をまず推挙していただきたいと、そう思ってございます。そして、レストラン部門については、今、産業創造会議の五人の女性の方がございますけれども、このことについてもその人たちのいわゆる経験を交えながら、あるいはまた、レストランというと調理師の免許もなければならないわけですよね。ですから、館長、レストラン部門のリーダー、そして六次化産業のリーダーについては、私個人的には公募という考え方をしています。年度あけたら広く県外もひっくるめて公募したいと。それでもし公募がなかったら、そのリミットを盆のあたりまで決めて、盆前にまでリミットを決めて、それでなかったら今度はヘッドハンティングに動かざるを得ないだろうと。そういう思いで二段構えで今準備しているところでもございます。

ですから、経営体の中身、議員の皆さんも非常に苦にしているようでございますけれども、私はそんなに苦にしていないですね。オール藤崎の体制でやって、あと一年をかけて人材育成をして、しっかりした戦略を練ってスタートするということでございますので、今後その都度その都度皆さんには報告させていただきたいと思いま

す。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

協議会の中で横山議員も聞いておったんですけれども、最大のいわゆる人件費を賄うだけの売り上げなり、そういうものが出るのかどうかというようなことの不安が私にもあるわけであります。それで、それはこれからだということなんでしょうけれども、町長はそのときに三年程度あるいは三年から五年程度というか、そういう中で町の負担も減らすような方向も検討してみたいというようなお話をしておったように記憶しておるのですけれども、その考えには変わりはないんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今までも町主導でこの計画は積み上げてきました。私は、例えば次年度用意ドンでスタートした株式会社でも百％それから撤退するという考え方はございません。二、三年は軌道に乗せるためにはやっぱり町がいろいろな団体と協調しながら、リーダーシップはやっぱり行政がとるべきだと、そう思ってございます。よって、あの拠点ができても町を発信するようなコンシェルジュ、観光につなげるようなその職員のスタッフの配置とか、これは町が責任を持って人材も確保しながら、それにかかる費用については委託料になるか、職員を派遣する、町が雇用して派遣するか、その辺は今後の取り組みになりますけれども、その辺もひっくるめて次年度の上半期で大体まとめて、九月の議会のあたりには全協で皆さんに報告できると、そう思ってございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町が雇用してというのは、この場合、会社を別に組織してやるわけですから、そこの自主性なりが、あるいは自立的な経営が成り立つように助成するのが基本なんだろうと思います。そのために出資金も出して、あるいはまた、そういうようなさまざまの施策をこのことについてはやっていくわけですけれども、職員を派遣するとかそういうことだけはやめていただきたいということをはっきり申し上げておきたいと思います。

それと、質問ですけれども、食彩ときわ館排水設備工事四千八百六十万円ほどというふうになって、この設計監理業務委託料の一千九百七十万円、二千万円ほどというふうに、何かすごく大きく、工事費の半分近く、四十％もかかるという設計というのは一体どういう設計なんだろうと。基本的な方向としては、水木の集排のほうに国道をまたいで管をつなぐんだということの説明を受けたんですけれども、この実施設計と監理業務の一千九百七十万円の内訳はどういうふうになっていらっしゃるんでしょうかということと、普通に考えれば工事費に比して実に高いんじゃないかなという、その辺はどういうお考えなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

創生室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。この実施設計の金額の件なんですけれども、今、浅利議員がおっしゃるとおり実施設計と監理料の合計の金額でございます。一応我々のほうとすれば、実施設計で約一千四百万円ほど、監理料で大体五百七十万円ほどを考えております。

あと、基本的にこちらのほうも今、浅利議員がおっしゃいましたように、水木の集排施設のほうに下水道をつなぐという工事ですので、基本的には常任委員会でも説明したとおり、国道を横断する推進工法を活用する工法で考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決いたします。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十五号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十六号平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題といたし

ます。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十六号を採決いたします。議案第十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十七号平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十七号を採決いたします。議案第十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第十八号平成二十八年度藤崎町水道事業会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十八号を採決いたします。議案第十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第十九号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十九号を採決いたします。議案第十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、予算特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しておるとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

次に、平成二十九年度各会計予算の議案第二十号から議案第二十五号までは、議員全員による予算特別委員会で審議いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　午前十時三十八分

再　開　午前十時三十八分

○議長（野呂日出男君）

会議を再開いたします。

日程第二十五、議案第二十号平成二十九年度藤崎町一般会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、本案に反対者の討論を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十九年度予算は歳出総額で七十六億九千八百万円余の予算であり、町民の暮らしや福祉、教育、そして子供の医療費無料化実施についても必要なものであります。予算編成に当たった皆さんに感謝を申し上げます。

しかしながら、賛成できないその理由の一つは、個人番号制度の整備委託料一千七百四十九万円の計上の問題であります。さらには、個人番号制度の範囲を広げるべきではないという理由や、あるいはまた、今後の管理コストを考えると効果が限定的であるというふうなことであります。

二つ目は、原子力施設立地対策事業費用二千百万円ほどを活用しておるわけでありますけれども、原発に依存しない財政に切りかわるべきであり、また、福島の事故の賠償と廃炉事業にこそ日本を挙げて振り向けるべきだということから、賛成できません。

三つ目であります。三つ目は、南黒地方福祉事務組合の負担金一千三百六十万円ほどが計上されていますが、内容的にはもみじ学園や青葉寮の民間移譲を伴うものであり、私は公的責任を果たしていく運営形態を模索すべきだという理由で、この点についても賛同できません。

四つ目ですけれども、パート職員の待遇改善や、あるいはまた、削減されなくなった修学旅行助成費も額は少なくても維持すべきだというような点から、本予算に賛成できないということであります。

○議長（野呂日出男君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

本案に賛成するものであります。

平成二十九年度予算案は、歳入において地方交付税で前年比一・七％、金額にして五千三百万円ほどの減額が予想される中、町民への福祉事業などを維持しながら、町発展のために農業振興、定住促進、子育て支援などの施策を予算措置したものであると思います。特に、町子育て世帯定住促進事業補助金に二百七十六万円、若者移住住まいづくり補助金に一千万円、子育て支援プレミアム付商品券発行に二百十万円と、積極的に措置し、そして中学生までの医療費補助の所得制限撤廃も引き続き実施と、人口減少対策としての子育てしやすい環境の整備に重点を置いためり張りある予算であると思います。また、教育振興対策として、国際感覚を身につけた人材育成の一助として四百二十六万九千円を予算措置し、中学生海外派遣事業を実施すること、これらを考え合わせ、平

成二十九年度藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十号に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

賛成多数であります。よって、議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第二十一号平成二十九年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第二十二号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第二十三号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、本案に反対者の討論を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十九年度の介護保険特別会計は総額で十七億六千万円余であります。地域全体と町における介護の施策を進めていく上では必要な予算であります。しかしながら、以下の理由で賛成同意できません。

その理由の第一は、本特別会計の土台となっている介護保険制度の変更、私に言わせれば緊縮政策に同意できないからであります。特養入所者の介護度三以上の入所制限や介護報酬の引き下げ、そして要支援事業を市町村の総合事業としていくことなどであります。これは結局、介護事業の自治体間格差をさらに広げるものであります。また、内閣が打ち出している介護離職ゼロを妨げる結果になるだろうというふうに私は思うからであります。

いま一つの理由は、国の国庫負担率を国の財政的責任で五％程度直ちに引き上げる措置をとるべき必要があると判断するからであります。第三段階までの保険料の負担の軽減措置を消費税の十％増税前でも実施すべきであります。特に国民年金だけの受給者等は限界を超えているだけではなくて、国庫で負担をすべきであります。消費

税増税頼みで確たる見通しも現在ない状況でありますけれども、国庫負担率を引き上げるべきだというような観点から、本介護保険特別会計に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

私は、この藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案に賛成するものであります。

介護保険事業計画は三年ごとに計画が策定され、第六期の今期は高齢者が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう実施されているものであります。今回の予算案は、介護保険法にのっとり保険料や給付費が算定され、特に給付費は抑制傾向となり良好と思われますことから、この予算案に賛成するものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十三号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十三号に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第二十四号平成二十九年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第二十五号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十二、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十九年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉　会　午前十時五十二分

地方自治法第百二十三条の規定により、ここに署名する。

議　　長　　野　　呂　　日　出　男

署名議員　　相　　馬　　勝　　治

署名議員　　工　　藤　　健　　一

署名議員　　佐　々　木　　政　　美